

秋田県 アスファルト混合物事前照査制度

運用要領

平成26年10月（一部改訂）

秋 田 県

【秋田県 アスファルト混合物事前照査制度 運用要領】

1. 秋田県のアスファルト混合物事前照査制度の概要

1-1 目的

秋田県の公共工事におけるアスファルト混合物の品質確保を図るとともに、手続きの合理化によるコスト縮減を目的とした制度です。

1-2 本制度の対象範囲

本制度は、秋田県の公共工事におけるアスファルト混合物事前照査制度の申請・審査及び認定に関する事項を規程するほか、工事施工段階における立会調査について定めています。なお、立会調査については、事前照査制度の認定書取得の有無に係わらず、秋田県の公共工事で使用を予定するアスファルト混合物製造プラントを対象として実施します。

1-3 導入の背景

- ①公共工事の高コスト構造からの脱却を図る観点から、コスト縮減が可能な制度への転換が求められていること。
- ②アスファルト混合物製造プラントにおける自主的な品質管理体制の整備がすすみ、年間を通じて比較的安定した品質の供給がなされていること。
- ③公共事業の発注者としての説明責任を果たす観点から、アスファルト混合物の品質管理状況について、県が実効性のあるチェックを行う体制が求められていること。

1-4 事前照査制度の手続き

手続きの流れは別紙-1のとおりです。

1-5 試験成績表等の省略

事前照査制度で認定された混合物を県が発注した個別の工事に出荷する場合は、工事ごとに認定書の写しを施工者を通じて監督職員に提出します。これによって、個別工事においてアスファルト混合物に関する次の試験成績表の提出等を省略することができます。

- ①アスファルト混合物に使用する材料の試験成績表の提出
- ②アスファルト混合物の配合設計書の提出
- ③アスファルト混合物の試験練りの実施
- ④アスファルト混合物製造段階の品質管理に関する管理図表の提出

1-6 自主管理と品質保証

この制度は、アスファルト混合物の製造者が、混合物の製造に関して「作業標準書（又は自主管理規定）」を整備し、自主管理を行い、認定混合物の品質保証にあたることを認定の前提となっています。

2. 事前照査申請の手続き

2-1 事前照査申請の準備

事前照査申請を行うにあたって、混合所では、あらかじめ申請混合物及び使用材料に関する自主試験を実施し、試験成績表等を作成することが必要です。

また、申請混合物を代表する混合物の一つについては、自主試験後に公的試験機関による次の確認試験を実施し、その試験結果及び試験成績表を申請書類に添付することが必要です。

1) 代表混合物

公的試験機関で確認試験を行う代表混合物は、以下を標準とします。

- a. 新規混合物 ②密粒度アスコン(13)改質Ⅱ型
- b. 再生混合物 ②再生密粒度アスコン(13) (申請混合物に a が含まれない場合)
- c. 申請混合物に、a 及び b が含まれない場合は、申請者が適宜選定する。

2) 公的試験機関による確認試験実施項目

- ①マーシャル安定試験
- ②基準密度試験
- ③アスファルト抽出試験
- ④ホイールトラッキング試験 (代表混合物が改質Ⅱ型の場合に限る)

3) 確認試験成績表の有効期間

事前照査制度の申請書類に添付する公的試験機関による確認試験成績表は、申請日の3ヶ月以内のものを有効とします。

4) 溶融スラグを用いた混合物を申請する場合

骨材の一部に溶融スラグを用いたアスファルト混合物を申請するにあたっては、次の要件を満たすものとする。

- ①溶融スラグの品質及び配合が、別に定める「秋田県溶融スラグ使用基準」に適合していること。
- ②有害物質の溶出及び含有量に係わる管理項目については、直近の3ヶ月間に実施した品質管理資料(溶融スラグ発生者の検査資料で可)を添付すること。

2-2 申請書類用紙

申請に必要な様式は次のとおりです。なお、これらの様式については、県庁技術管理課のホームページからダウンロードして下さい。

- 1) 「アスファルト混合物事前照査審査申請書」
「アスファルト混合物事前照査審査申請書」 (様式-10)

- 2) 新規混合物の申請書類
「混合物使用骨材試験成績総括表」 (様式-11)
「混合物使用アスファルト試験成績表」 (様式-12)
「アスファルト混合物試験成績等総括表」 (様式-13)

- 3) 再生混合物の審査申請書類
「再生混合物使用骨材試験成績総括表」 (様式-14)
「再生混合物使用アスファルト試験成績表」 (様式-15)
「再生アスファルト混合物試験成績等総括表」 (様式-16)

- 4) その他資料
「混合物製造プラントに関する基礎調査票」 (様式-17)
「混合物使用骨材試験成績総括表 (スラグ)」 (様式-18)

- 5) 添付資料
申請混合物ごとの「配合設計書」 (様式自由)
その他 確認試験等成績表

2-3 標準混合物と混合物記号

別紙-2

2-4 事前照査制度における県の取り扱い

この制度は、秋田県が発注する公共工事に使用を予定するアスファルト混合物を対象とし、アスファルト混合物製造者からの事前照査申請を受け、秋田県が各地域振興局及び県庁担当課で審査を行い、所定の審査を経て、要件を満たす場合に認定書が発行されます。

それぞれの担当部署と担当する業務は次のとおりです。

- ①各地域振興局建設部企画調査課企画監理班
 - 1) 事前照査申請書類の受付及び1次審査
 - 2) 申請書類の整理保管
 - 3) 2次審査担当部局への送付
 - 4) 立会調査の実施に関する業務

②建設部技術管理課

- 1) 事前照査申請の2次審査
- 2) 公共事業技術委員会専門部会の運営
- 3) 認定書類の発行及び関係部署へ審査結果の通知
- 4) 立会調査に関する調整

③公共事業技術委員会専門部会

- 1) 事前照査申請に関する合否判定

2-5 合否の判定

申請書類を審査し、作業標準書の整備状況、品質管理に必要な試験の実施状況並びに試験結果と基準値との適合状況等をもとに、公共事業技術委員会専門部会で合否を判定します。

なお、初回申請時は作業標準書の整備を認定の条件としませんが、更新時は作業標準書の整備を認定の条件とし、合否を判定します。

2-6 認定書の発行

審査の結果、秋田県の公共工事に使用することが差し支えないとして、公共事業技術委員会専門部会で合格となった混合物については、「秋田県アスファルト混合物事前照査制度」の認定書を発行します。

認定書は、「認定証」と「事前照査認定アスファルト混合物総括表」から構成されます。

なお、認定書の有効期間は、1年間です。

また、追加認定を受けたい混合物については、追加申請を行うことが可能ですが、この場合、認定書の有効期間は最初の認定を受けた有効期間となります。

認定を受けたアスファルト混合所は、有効期間中に、次の事項があった場合、すみやかに建設部技術管理課に報告するものとします。

- ①現場配合の配合率、材料の使用量、設計内容が認定の内容と異なる場合。
- ②認定された合材の材料を変更した場合。
- ③プラントの廃止等により、認定された合材が製造できなくなった場合。

2-7 認定の取り消し

公共事業技術委員会専門部会は、次の事項に該当する場合、認定書の取り消しを行い、認定書の返却を求めるものとします。

- 1) 前項①から③に該当し、認定の取消の必要があると判定した場合。
- 2) その他専門部会が認定を不相当と認めた場合。

3. 立会調査

3-1 立会調査

秋田県で発注した公共工事で使用を予定するアスファルト混合物の製造プラントを対象として、立会調査を実施します。これは、県が発注した公共工事の中から調査対象を抽出し、当該工事で使用予定のアスファルト混合物製造プラントについて、その製造設備の整備管理状況や混合物の自主管理状況についてチェックを行うことを目的とするものです。基本的には、各プラントごとに、年1回実施することとします。

立会調査の対象とする工事については、個別に発注機関の監督職員から受注者を通じて指示します。

なお、立会調査は、受注者の立ち会いのもと、立会職員（発注機関の監督職員又は職員）が調査を実施します。

3-2 立会調査における調査・確認事項

立会調査では、工事施工の段階で、次の事項について調査・確認を行います。

- ①混合所における作業標準書等の整備状況
- ②混合物製造設備の定期点検状況
- ③作業標準による自主管理状況
- ④使用材料の保管状況及び混合物の製造状況
- ⑤混合物の確認試験（アスファルト抽出試験）試料採取
- ⑥その他、立会職員が指示する事項

なお、立会調査で採取した試料については、受注者を通じて公的試験機関に送付し、必要な試験を実施するものとします。受注者は、その試験結果を速やかに監督職員に提出し、試験結果について監督職員の承諾を得てから、当該アスファルト混合物の施工を行うものとします。

また、立会調査に基づく確認試験結果と自主管理試験結果に著しい乖離が見られる場合等、改善を要すると認められる場合は、改善要求を行うものとします。

立会調査の実施に関する詳細は、別に定める「立会調査マニュアル」によるものとします。

4. 事前照査及び立会調査に要する費用の負担

事前照査申請を行う際に必要な試験の実施に関する費用は、申請者が負担するものとします。また、立会調査に伴う試験の費用については、当該工事の技術管理費に含まれているので、受注者が負担するものとします。

5. 事前照査の認定を受けていないアスファルト混合物製造プラントに対する措置

「秋田県アスファルト混合物事前照査制度」の認定を受けていないアスファルト混合物製造プラントで製造する次のアスファルト混合物を、秋田県が発注する公共工事で使用を予定する場合は、予め材料使用承諾を提出する際に、公的試験機関で実施した以下の試験成績表を添付するものとします。

1) 対象混合物

- a. 新規混合物 「②密粒度アスコン(13)改質Ⅱ型」

2) 公的試験機関による試験実施項目

- ①マーシャル安定試験
- ②基準密度試験
- ③アスファルト抽出試験
- ④ホイールトラッキング試験

3) 試験成績表の有効期間

上記の対象混合物に関する公的試験機関の試験成績表は、1年以内のものを有効とします。

6. 適用年月日

本制度は、平成16年10月1日から適用します。

平成17年12月26日一部改定

平成18年 9月21日一部改定

平成19年 8月 7日一部改訂

平成20年 2月18日一部改訂

平成24年 5月 1日一部改定

平成24年 9月 1日一部改定

平成25年 4月 1日一部改定

平成26年10月10日一部改訂

資料編

- 1 申請様式－10 ～ 様式－18

- 2 別紙－1 手続きの流れ
別紙－2 標準混合物と混合物記号
別紙－3 合否判定基準